

くらしの窓すぎなみ

編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階
tel.03-3398-3141

臨時 2022.5 NO.210
令和4年5月発行

ウクライナ情勢を悪用した 手口にご注意ください！

相談事例1

SNS でウクライナへの義援金を募集していたので寄付をした。ところが数日後、募金した義援金サイトは偽物の可能性があることがわかった。返金を求めたい。



相談事例2

「ウクライナに送る冬物の衣類を買い取りたい」という勧誘の電話があり了承した。衣類をまとめて待っていたら、来訪した事業者に「貴金属を見せてほしい」と言われ、断った。衣類は別のトラックで取りに来るといい残して帰ったが、結局来なかった。

相談事例3

「コロナやウクライナ侵攻の影響により売り上げが激変したため協力してほしい」と電話で北海道の事業者から海産物の勧誘を受けた。断り切れずに注文して届いたものを見ると、北海道の商品ではなく、金額も高いのでクーリング・オフの手続きをしたい。



■コロナ禍で

・給付金やワクチン、PCR 検査を口実に個人情報や銀行口座番号を聞き出す、必要のない費用を求められる。

社会不安・変化に便乗した商法はほかにもあります！

■値上げや規制緩和で

・電気代やガス代、インターネットのプロバイダー料金が安くなると勧誘され、契約したが安くならない。

■災害の後に

・損害保険を使えば無料で自宅の修理ができると勧誘し、サポート契約をさせる。

(出典：国民生活センター)

消費者の皆様へ



注意

☆ウクライナ問題では、何か自分にもできないかと思っている方に付け込んだ、前ページのような手口があります。

ただ、まったく問題のない善意の募金や寄付などもたくさんあります。

まずは調べてみたり、人に聞いたり確認をしてみてください。

☆今後も、不安な社会情勢に関連した様々なパターンのトラブルが生じる可能性があります。十分に注意してください。

少しでもおかしいと思ったら、消費者センターにご相談ください。



杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)